

## 資料3

## 民営化の手法

	公設民営		民設民営
	運営委託	指定管理者	
設置主体	町	町	事業者
運営主体	受託先事業者	指定先事業者	事業者
業務の範囲	運営	管理及び運営	管理及び運営
施設管理等	町	指定管理条件により異なる。	事業者
経費の支弁	委託料として町が支出		保育所運営費により支弁
入所事務及び保育料決定、徴収	町		

## ○各手法について

運営委託…保育業務のみを事業者に委託する手法。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は町が引き続き行う。

委託期間は、原則として3年以内。

指定管理者…あらかじめ指定する指定管理期間において、施設の管理及び運営を任せる手法。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は指定条件により異なるが、基本的に大規模修繕等を町が行う。

指定管理期間は、基本は5年間とし、業務内容等により延長又は短縮できる。

民設民営…土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、保育を実施する手法。国等による経費の支弁がある。施設の管理は、譲渡の場合は事業者が行う。

運営期間等は、土地又は建物を貸与する方式を採った場合に、その契約年数により一定の制限を受ける。